

筑後市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

令和 8 年 3 月

筑後市

目次

はじめに	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	- 1 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況	- 1 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 2 -
第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応	- 4 -
第1節 市行動計画の作成	- 4 -
第2節 市行動計画の改定	- 5 -
I 総論	-6-
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	-6-
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	- 6 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 8 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 9 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	-12-
第2章 対策の基本項目	-14-
第3章 対策推進のための役割分担	-15-
II 各論	-18-
第1章 実施体制	-18-
第1節 準備期	-18-
第2節 初動期	-19-
第3節 対応期	-21-
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	-23-
第1節 準備期	-23-
第2節 初動期	-24-
第3節 対応期	-24-
第3章 まん延防止	-26-
第1節 準備期	-26-
第2節 初動期	-27-
第3節 対応期	-27-
第4章 ワクチン	-28-
第1節 準備期	-28-
第2節 初動期	-30-
第3節 対応期	-31-
第5章 保健	-33-
第1節 準備期	-33-

第2節 初動期～対応期	-33-
第6章 物資	-34-
第1節 準備期	-34-
第2節 初動期～対応期	-34-
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	-35-
第1節 準備期	-35-
第2節 初動期	-36-
第3節 対応期	-37-
(参考) 用語解説	-39-

はじめに

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020（令和2）年以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

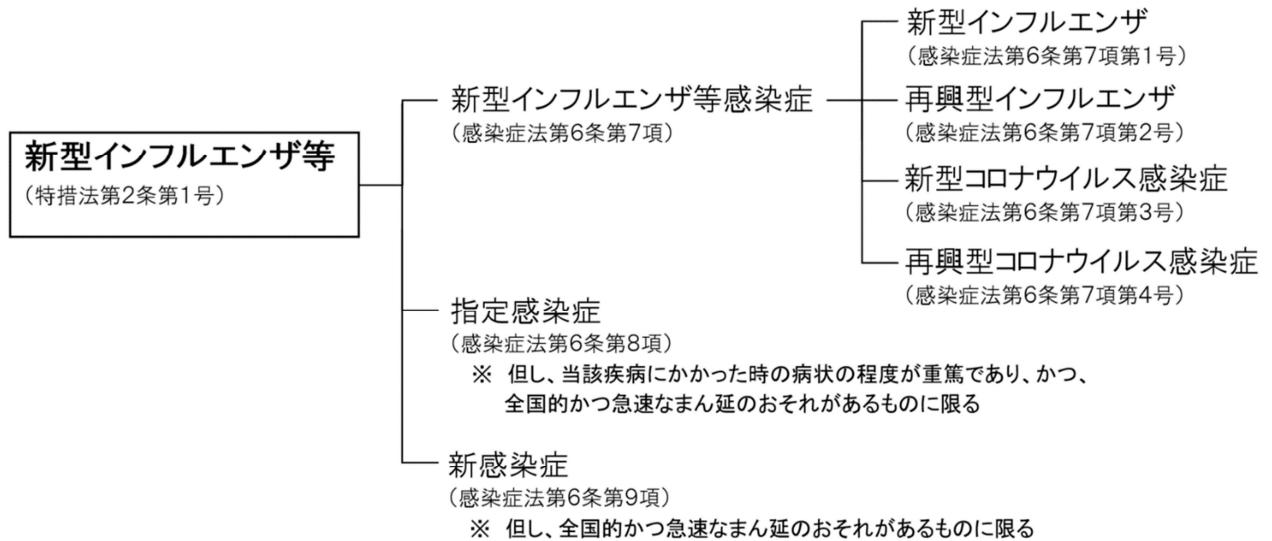
これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ①新型インフルエンザ等感染症
 - ②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
 - ③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- があります。

【新型インフルエンザ等の定義】



第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成

市では、新型インフルエンザ対策について、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び福岡県（以下単に「県」という。）が2009（平成21）年に作成した「福岡県新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、2009（平成21）年に「筑後市新型インフルエンザ対策要綱」を作成しました。

その後、国は、新型インフルエンザ等対策の実効性をより高めるため、2012（平成24）年4月に特措法を制定し、2013（平成25）年6月に特措法に基づき新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を作成しました。また、県では、政府行動計画を踏まえ、同年に「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成しました。

市では、政府行動計画及び県行動計画に基づき、2014（平成26）年に「筑後市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成しました。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や実施する措置等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

第2節 市行動計画の改定

市行動計画の改定は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機により万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものです。

国においては、新型インフルエンザ等対策推進会議¹（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、

- ・平時の備えの不足
- ・変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・情報発信

が主な課題として挙げられました。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、こうした社会を目指すため、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」「基本的人権の尊重」の3つの目標を実現できるよう政府行動計画が全面改定されました。

また、県では、政府行動計画の改定を踏まえ、2025（令和7）年3月に県行動計画を改定しました。今般、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画を改定します。

¹ 特措法第70条の2の2

I 総論

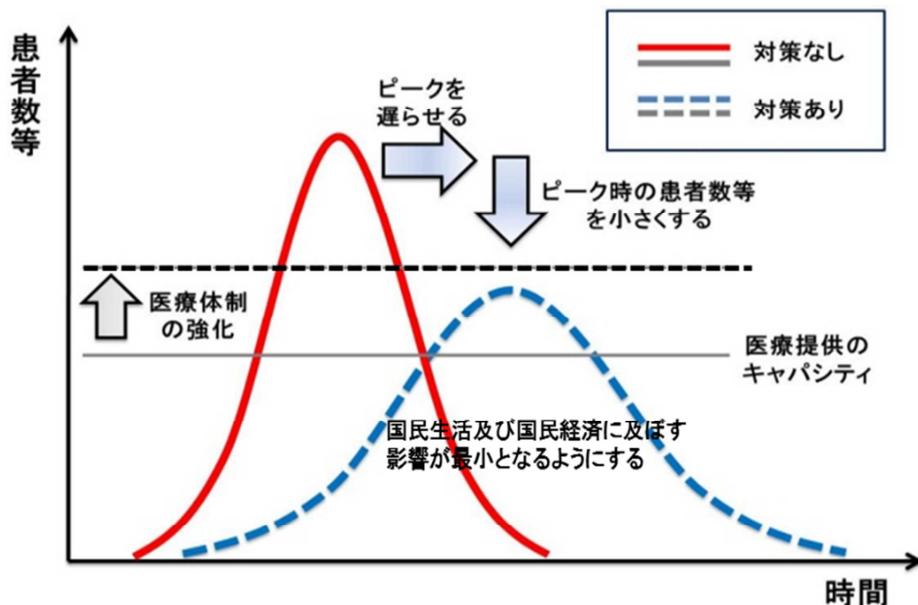
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び県内への侵入も避けられないと考えられます。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねません。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くがり患するおそれがあるのですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として新型インフルエンザ等対策を講じていく必要があります²。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らします。



引用：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止）

2 特措法第1条

(2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び地域経済活動への影響を軽減します。
- ・住民生活及び地域経済の安定を確保します。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

市においては、政府行動計画及び県行動計画に基づき実施される対策と連携し、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った対策を実施します。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性・実行可能性並びに対策そのものが住民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要です。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要です。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

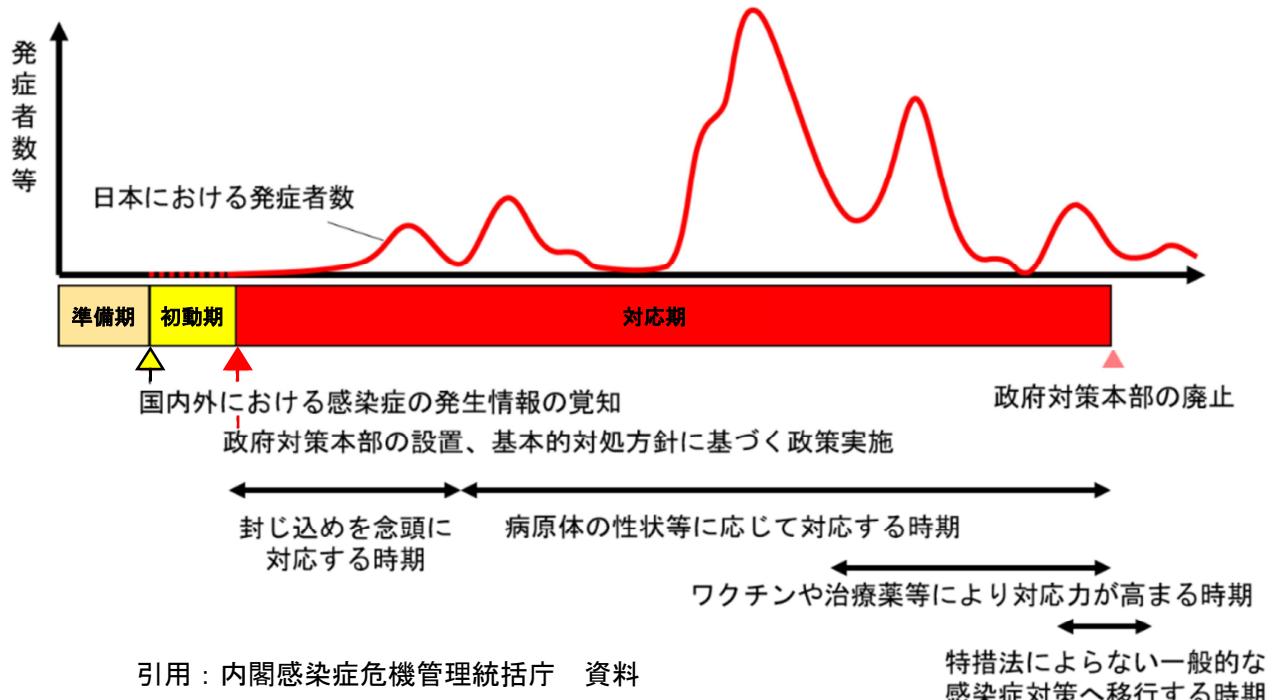
過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定します。

- ①特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- ②病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行早期での収束を目指します。
- ③科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化も織り込んだ想定とします。

新型インフルエンザ等対策の各項目については、予防や準備等の事前準備の部分である準備期と、発生後の対応のための部分である初動期及び対応期の大きく3つに分けた構成とします。

【新型インフルエンザ等発生時の発症者数のイメージ】

※ 実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されます。



(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行います。

○ 初動期

初動期は、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間です。この時期は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

○ 対応期

基本的対処方針が実行されてからの対応期については、対策の切替えの観点から時期を区分しています。

・ 封じ込めを念頭に対応する時期

病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応します（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意します）。

・ 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。

・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可

能性も考慮します)。

・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定めます。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を尽くします。この場合において、次の点に留意します。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDX（デジタル・トランスフォーメーションをいう。以下同じ。）の推進等を行います。

（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、住民の生命及び健康を保護することが重要です。

（3）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。

感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべきです。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

（4）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備え、様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

（5）関係機関相互の連携協力の確保

県及び近隣の市町村と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ

等対策を総合的に推進します。

また、必要に応じ、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

(7) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

第2章 対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること」及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいように、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とします。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

第3章 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します³。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める⁴とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます⁵。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議⁶及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議⁷の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します⁸。

3 特措法第3条第1項

4 特措法第3条第2項

5 特措法第3条第3項

6 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

7 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

8 特措法第3条第4項

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する判断と対応を行います。

平時においては、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

新型インフルエンザ等の発生時は、基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて国と協議を行いながら対策を推進します。また、市町村と緊密な連携を図りながら、市町村における対策の実施を支援します。

そのほか、保健所を地域における感染症対策の中核的機関と位置づけ、保健所設置市と連携しながら、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する協議や情報の共有化を行います。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画を策定し、地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき⁹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者

特定接種の対象となる、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます¹⁰。

(6) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行うことが求められます。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹¹ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(7) 住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます¹²。

9 特措法第3条第5項

10 特措法第4条第3項

11 特措法第4条第1項及び第2項

12 特措法第4条第1項

II 各論

第1章 実施体制¹³

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内で発生し又はその疑いがある場合は、市は事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更します。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます¹⁴。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更します。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行います。県や医療機関による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行います。
- ④ 市は、必要時、市民生活部長を部会長とする「筑後市新型インフルエンザ等危機管理部会」を開催し、発生に備え、必要な対策の準備について協議し、部課長会での情報共有を行います。緊急事態宣言がされた場合、直ちに筑後市新型インフルエンザ等対策本部を設置します。

13 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

14 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聞くことが望ましい。

〈各対応区分における会議等の役割〉

役割	準備期	初動期	対応期
総合対策の決定		筑後市新型インフルエンザ等対策本部 (任意設置、緊急事態宣言後は特措法に基づく設置)	
対策の検討		筑後市インフルエンザ等危機管理部会	
情報共有		部課長会議	

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。
- ② 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築します。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、住民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

（2）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合¹⁵や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

15 特措法第15条

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁶を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する¹⁷ことを検討し、所要の準備を行います。

16 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

17 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

（1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要です。

感染症危機の状況並びに住民生活及び住民の地域経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて、柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざします。

（2）所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁸を要請します。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める¹⁹。

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援²⁰を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保²¹し、必要な対策を実施します。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手續

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する²²。

18 特措法第26条の2第1項

19 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

20 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

21 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

22 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づか

市は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います²³。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します²⁴。

ない任意の対策本部を設置することは可能である。

23 特措法第36条第1項

24 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²⁵

第1節 準備期

（1）目的

感染危機において、対策を効果的に行うためには、住民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が可能な限り科学的根拠に基づいて適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、市は、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリスクリテラシーを高めるとともに、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民への情報提供・共有

- ① 有事における円滑な連携のため、情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておきます。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて住民等へ情報提供・共有する内容について検討します。また、住民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について検討します。
- ③ 市は、ホームページ、広報誌、研修会等を通じ、新型インフルエンザ等の基本的な知識、手洗い・咳エチケット等の感染予防策や食料の事前準備等について情報提供します。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、関係機関等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の体制を整備します。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等発生時の住民からの相談に応じるための相談窓口の設置の準備として、その組織体制や開設時間などを具体的に検討します。

1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進めます。

25 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、住民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、住民等の関心事項等を踏まえつつ、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、繰り返し提供・共有する等、住民等の不安の解消等に努めます。

（2）所要の対応

2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国及び県が発信する情報を入手し、国内・県内の新型インフルエンザ等の発生状況や、今後、実施されてる対策に係る情報、公共交通機関の運行状況について様々な広報媒体を用いて、情報提供を行い、住民への注意喚起を行います。
- ② 市は、保育所、学校、公民館等を通じ、児童、生徒、利用者等及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。
- ③ 市は引き続き、県、関係機関等とインターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図ります。
- ④ 市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置します。
- ⑤ 市は、発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有し、発表の内容については、関係機関等とあらかじめ協議・検討し情報提供の一元化を図ります。

第3節 対応期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、市は、住民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する住民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

（2）所要の対応

3-1. 基本の方針

3-1-1. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、引き続き、県と連携して、県内の新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防策対策の内容について迅速に情報提供を行います。
- ② 市は、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療対応の変更など医療体制の周知や、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を、引き続き、適切に提供します。
- ③ 市は、引き続き、県、関係機関等と、インターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図ります。
- ④ 市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を継続します。
- ⑤ 市は、引き続き、発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有し、発表の内容等については、関係機関等とあらかじめ協議・検討し情報提供の一元化を図ります。

第3章 まん延防止²⁶

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、住民の生命及び健康を保護します。このため、国や県の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行います。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、住民等や事業者の理解促進に取り組みます。

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進

- ① 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

26 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにします。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

（2）所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、住民の生命や健康を保持します。その際、住民生活や地域経済活動への影響も十分考慮します。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態宣言を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、住民生活や地域経済活動への影響の軽減を図ります。

（2）所要の対応

3-1. 国内でのまん延防止の対策の内容

- ① 市は、県の要請により、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。
- ② 市は、引き続き、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策等の更なる周知徹底を図ります。
- ③ 市は、高齢者施設等の基礎疾患を有する人が集まる施設や多数の人が居住する施設等における感染予防策を強化するよう周知します。

第4章 ワクチン²⁷

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

（2）所要の対応

1-1. 接種体制の構築

1-1-1. 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。

1-1-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団形式により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。特に登録事業者のうち国民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とします。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。

【参考】特定接種について

○特定接種の制度概要について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働省に指示し、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりです。

登録事業者のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者(以下「登録対象者」という。)に限ります。)

国家公務員及び地方公務員のうち、

・新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者

²⁷ 特措法第8条第2項第2号口（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

- ・新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者
- ・民間の登録対象者と同様の職務に従事する者

○特定接種の位置付け

- ・特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、それを用いることとなります。発生した新型インフルエンザ等が備蓄しているもの以外の感染症であった場合や亜型が異なる場合、抗原性が大きく異なる場合など、備蓄ワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなります。
 - ・特定接種対象者は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、他の国民よりも先に、ワクチンの接種を開始することが想定されるため、優先的に接種すべき要因のある特定接種の緊急性を踏まえれば、接種に用いるワクチンの別にかかわらず、その範囲や総数は、国民が十分理解できるものでなければなりません。
- したがって、特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、登録対象者の中から、発生時の状況に応じて柔軟に決定します。

1-1-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- （ア） 市は、国等の協力を得ながら、当該区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります²⁸。
- （イ） 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。
- （ウ） 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

28 予防接種法第6条第3項

【参考】住民接種について

新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき、特措法第27条の2第1項の規定に基づき、予防接種法第6条第3項の規定（臨時の予防接種（※））による予防接種として、市町村又は都道府県が実施するものです。

住民接種の対象者は接種を希望する国民全員が基本ですが、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、国が、準備期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理します。

住民接種の実施主体は、市町村又は都道府県とされていますが、全国民を対象とする住民接種を実施する場合においては、市町村において接種体制を構築の上、当該市町村の住民の接種を実施することとし、都道府県は、管内の市町村の状況を踏まえ、必要に応じ補充的に接種会場を設けるという役割分担が基本となります。

※臨時の予防接種と定期の予防接種の違い

	臨時接種	定期接種
根拠	予防接種法第6条第3項 (特措法第27条の2第1項)	予防接種法第5条第1項
趣旨等	A類疾病のうち全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病的まん延予防上緊急の必要（新型インフルエンザ等感染症等を想定）	平時のまん延予防 ・A類：集団予防 ・B類：個人予防
主体	市町村長又は都道府県知事 (厚生労働大臣が指示)	市町村長

第2節 初動期

（1）目的

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進めます。

（2）所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

第3節 対応期

（1）目的

国や県の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行います。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

（2）所要の対応

3-1. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

3-1-1. 特定接種

3-1-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

3-1-2. 住民接種

3-1-2-1. 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

3-1-2-2. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。

3-1-2-3. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

3-1-2-4. 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

3-2. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行います。

第5章 保健

第1節 準備期

（1）目的

感染症有事に備えるため、平時より、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報を収集する体制を構築する必要があります。また、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成を行います。

（2）所要の対応

1-1. 平時より、保健師等の人材育成、対応期における保健師体制の検討、整理を行い、有事における支援体制について整備を行います。

第2節 初動期～対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

（2）所要の対応

2-1. 主な対応業務の実施

2-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力します。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に協力します。

第6章 物資²⁹

第1節 準備期

（1）目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に行うために欠かせないものです。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資を確保できるようにします。

（2）所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等³⁰

① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します³¹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます³²。

② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。

第2節 初動期～対応期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。市は、初動期に引き続き、必要な物資の確保及び備蓄状況の確認を行います。

（2）所要の対応

2-1. 市は、定期的に備蓄状況等を確認するとともに、必要な物資が不足するときは、物資の供給に関し、国や県に要請します。

29 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対する記載事項

30 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

31 特措法第10条

32 特措法第11条

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保³³

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び住民の地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。そのため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを推奨します。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、住民生活及び住民の地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めます。

（2）所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者や外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように留意します。

1-3. 物資及び資材の備蓄³⁴

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します³⁵。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます³⁶。

② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨

33 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対する記載事項

34 ワクチン接種器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

35 特措法第10条

36 特措法第11条

します。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者³⁷等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。

第2節 初動期

（1）目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や住民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、住民生活及び住民の地域経済活動の安定を確保します。

（2）所要の対応

2-1. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

37 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

第3節 対応期

（1）目的

市は、準備期での対応を基に、住民生活及び住民の地域経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。指定地方公共機関及び登録事業者等各主体が、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、住民生活及び住民の地域経済活動の安定の確保に努めます。

（2）所要の対応

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者³⁸等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活必需品等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

38 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

39 特措法第45条第2項

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じます。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます⁴⁰。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じた国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させます。
- ② 市は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ① 水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。
- ② 市は、廃棄物処理についてもその業務を継続するよう必要な措置を講じます。

40 特措法第59条

【参考】用語解説（50音順）

○医療措置協定

感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

○感染症危機

国民の大部分がその免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

○感染症対策物資

感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護服（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

○感染性

「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを目指す用語ですが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染症から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いています。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用されます。

○業務継続計画

不測の事態が発生しても、重要な事実を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

○緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生活及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれます。

○緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同行の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

○健康観察

感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

○個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

○指定(地方)公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されています。

○新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る)。及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいいます。本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用います。

○新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020(令和2)年1月に、中華人民共和国から世界保健機構(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。

○新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

○相談センター

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

○登録事業者

特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働省の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○濃厚接触者

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

○病原性

「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを目指す用語ですが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を目指す言葉として用いています。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を目指す用語として「毒力」が使用されます。

○リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

○リスクリテラシー

リスク情報を適切に理解、解釈して活用すること。

○薬剤感受性

感染症の治療に有効な薬に対する感受性(どのくらい効果があるか(有効性)又は効果がないか(抵抗性))をいいます。

○有事

新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性のある感染症発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいいます。